

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

四面道薬局介護事業部

第1条（目的）

この規程は、株式会社ノイエが開設する北烏山薬局（以下「当事業所」という。）が、介護保険法その他関係法令に基づき行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）について、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の適正な運営を確保するとともに、主治の医師又は歯科医師が交付した処方箋に基づき薬剤師による薬学的管理及び指導を必要とする利用者に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、薬剤の適正使用、服薬状況の確認、薬剤の保管管理、残薬確認、副作用の早期発見その他療養上必要な薬学的管理を行い、療養生活の質の向上に努めるものとする。

第2条（運営の方針）

当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅療養管理指導等の提供に努めるものとする。
当事業所は、主治の医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が利用者の居宅を訪問し、薬剤の使用状況及び保管状況を確認するとともに、薬剤を有効かつ安全に使用するために必要な説明、指導及び助言を行うものとする。
当事業所は、市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、医療機関、訪問看護事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第3条（従業者の職種、員数及び職務内容）

当事業所には、管理者及び薬剤師を置くものとする。
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行い、居宅療養管理指導等が適正かつ円滑に提供されるよう必要な管理を行うものとする。
薬剤師は、主治の医師又は歯科医師の指示に基づき、居宅療養管理指導等を実施し、薬学的管理及び服薬指導を行うものとする。
従業者の職種、員数その他の体制については、別紙1に定める。

第4条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は、別紙1のとおりとする。

第5条（通常の事業の実施地域）

当事業所が通常の事業として居宅療養管理指導等を提供する地域は、世田谷区と世田谷区に隣接する市区町村の一部地域とする。
通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者から依頼があった場合は、職員体制、移動時間、利用者の病状、サービス提供の継続性その他の事情を考慮し、適切なサービス提供が可能であると判断した場合に限り、サービスを提供することができるものとする。

第6条（指定居宅療養管理指導等の内容）

当事業所が提供する居宅療養管理指導等は、主治の医師又は歯科医師が交付した処方箋の指示に基づき、薬剤師が利用者の居宅を訪問し、薬剤の管理、使用方法、服薬状況、保管状況、副作用の有無、相互作用、残薬その他薬学的管理に必要な事項を確認し、薬剤を有効かつ安全に使用するための説明、指導及び助言を行うものとする。
当事業所の薬剤師は、訪問により把握した内容に基づき、必要に応じて処方医又は歯科医師に対し、薬剤の変更、用法用量の見直し、剤形変更、残薬調整、副作用又は相互作用への対応その他薬物療法上必要な情報提供又は提案を行うものとする。
当事業所の薬剤師は、居宅療養管理指導等を実施したときは、その日時、訪問先、利用者の状況、薬剤の使用状況、指導内容、関係機関への情報提供内容その他必要な事項について記録を作成し、保存するものとする。
当事業所は、情報通信機器を用いた居宅療養管理指導等を実施しないものとする。
当事業所は、麻薬、注射による麻薬、中心静脈栄養法用輸液その他特別な薬学的管理を要する薬剤等が使用されている利用者について、関係法令及び算定要件を満たす場合に限り、必要な薬学的管理及び指導を行うものとする。

第7条（利用料その他の費用）

当事業所が提供する居宅療養管理指導等の利用料は、介護保険法その他関係法令及び厚生労働大臣が定める介護報酬の告示に基づく額とし、利用者は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を負担するものとする。
令和8年時点における薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の基本単位は、次のとおりとする。

単一建物居住者1人に対して行う場合	518単位
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	379単位
単一建物居住者10人以上に対して行う場合	342単位

当事業所は、情報通信機器を用いた居宅療養管理指導等を実施しないため、情報通信機器を用いた場合の46単位は算定しないものとする。
当事業所は、関係法令及び算定要件を満たす場合に限り、次の加算を算定することがある。
麻薬管理指導加算 100単位
医療用麻薬持続注射療法加算 250単位
在宅中心静脈栄養法加算 150単位
厚生労働大臣が定める離島や中山間地域等に対するサービス提供に関しては、利用料金1回につき以下の割合が料金に加算される。

特別地域加算 15%

中山間地域等における小規模事業所加算 10%

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5%

利用料のほか、健康保険法その他関係法令に基づき、薬剤料、調剤に係る費用、医療保険又は介護保険の自己負担分その他必要な費用が発生する場合は、利用者は当該費用を負担するものとする。
通常の事業の実施地域を越えて居宅療養管理指導等を提供する場合であっても、交通費は徴収しないものとする。

【支払方法】

利用者負担金その他の費用の支払方法は、当事業所が別に定める方法によるものとし、利用者又はその家族にあらかじめ説明し、同意を得るものとする。

介護報酬の改定、関係法令の改正、負担割合の変更、公費負担制度の変更その他制度上の変更があった場合は、当事業所は、改定後の単位数又は利用者負担額を適用するものとする。

第8条（緊急時及び事故発生時の対応）

当事業所は、居宅療養管理指導等の提供中に、利用者の病状の急変、転倒、誤服用、副作用が疑われる症状その他緊急に対応すべき事態が発生した場合は、速やかに主治の医師、歯科医師、医療機関、家族、居宅介護支援事業者その他必要な関係者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

当事業所は、居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な関係機関に連絡するとともに、事故の状況及び対応内容について記録するものとする。

当事業所は、事故の原因を調査し、再発防止のために必要な改善策を検討し、従業者に周知するものとする。

第9条（苦情処理）

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置する。

苦情相談窓口は別紙1のとおりとする。

第10条（その他運営に関する重要事項）

当事業所は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、利用者の人権を尊重し、虐待の防止、身体拘束等の適正化、感染症対策、業務継続、個人情報保護、秘密保持、ハラスメント防止その他適正な事業運営に必要な事項について、関係法令及び当事業所が定める方針に基づき必要な措置を講じるものとする。

当事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

当事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、従業者に対する研修、相談体制の整備、虐待が疑われる事案を把握した場合の市区町村等への通報その他必要な措置を講じるものとする。

当事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な衛生管理、従業者への研修その他必要な措置を講じるものとする。また、感染症、災害その他非常時においても必要なサービスを継続し、又は早期に再開するため、業務継続計画の整備に努めるものとする。

当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。関係機関との連携において個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得るものとする。

当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。この義務は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても同様とする。

当事業所は、居宅療養管理指導等の実施内容、薬剤服用歴、関係機関への情報提供、事故及び苦情の記録その他必要な記録を整備し、関係法令及び当事業所が定める保存期間に従い保存するものとする。

第11条（附則）

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

この規程の改定は、株式会社ノイエ又は当事業所の管理者が必要に応じて行うものとする。

改定履歴

【改定日】 令和8年8月1日 制定

【改定日】 — 改定

別紙1

事業所の概要

薬局名	四面道薬局 2号店
事業所名	四面道薬局介護事業部
法人名	株式会社ノイエ
管理者	薬剤師 常勤1名 非常勤4名
介護保険事業所番号	東京都指定1371508571号
指定年月日	平成27年1月1日

営業日

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日 月・火・水・金：9:00～19:00
木・土：9:00～17:00
休日 日・祝日 年末年始（12/29～1/3）
電話番号 03-3399-5186

年末年始、夏季休業、臨時休業その他やむを得ない事情により営業日又は営業時間を変更する場合があります。

営業時間外・緊急時対応 080-3397-2705
※この電話番号は緊急時専用です。

薬の誤服用や副作用が疑われる場合など、緊急のご相談に対応しております。

通常のお問い合わせ（営業時間・在庫確認・一般的なご相談など）は、
営業時間内に薬局までご連絡ください。

苦情相談窓口

当事業所は、提供した居宅療養管理指導等に関する利用者又はその家族からの苦情及び相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置するものとする。苦情又は相談を受け付けた場合は、その内容を確認し、必要に応じて管理者へ報告するとともに、必要な措置及び再発防止策の実施を行うものとする。当事業所の苦情相談窓口は、次のとおりとする。

居宅療養管理指導事業所 四面道薬局
電話番号 03-3399-5186
受付時間 月・火・水・金：9:00～19:00 木・土：9:00～17:00